



令和元年第5回総会

会 議 録

期 日 令和元年5月28日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第5回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和元年5月28日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	24	農地法第5条許可申請について
3	25	農用地利用集積計画の調整について
4	26	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
5	27	平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

2番	原田 克子	農業委員
8番	天達 範隆	農業委員
13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	下山 健一
主幹兼農地係長	永江 靖博
農地係参事補	前原 光博

午前9時30分 開会

議長 令和元年第5回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員11名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。9番中原敬彦委員、10番畑野真人委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で、所有権の移転に関する申請が3件、使用貸借権の設定が1件です。

整理番号15号。

整理番号15号の申請地は大塚中町〇〇番、畑、138㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、無職です。譲渡人は〇〇〇〇さん、自営業です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「自宅が狭く、子供達や来客用の車置場がないため、隣接する申請地を取得して、駐車場を設置したい。」とのことです。

整理番号15号の申請地は、3ページに掲載してあります。

申請地は、中央町、ホームマート・ニシムタ枕崎店から西側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、1.1haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車2台・軽自動車3台分の駐車場です。

計画面積は138㎡で問題のないものと思われれます。

転用にあたり、現況のまま整地し、周囲に既存のブロックが施されております。

続きまして、整理番号16号。

整理番号16号の申請地は妙見町〇〇番、畑、507㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家に住んでおり、申請地を購入して自宅を新築したい。」

とのことです。

申請地は、6ページに掲載してあります。

寿町の〇〇〇〇より東側向かいに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が8戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積は507㎡であり、基準である500㎡を超えておりますが、南側の土地と1.5m程度の高低差が存在するため、境界より3m控えて建築しなければならないことから、一般住宅として利用できる有効面積は498.1㎡であり、問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、境界にはブロック積み及び擁壁を施します。建物は高さ5.6mの平屋であり、北側境界より1m以上控えて建築します。

続きまして、整理番号17号。

整理番号17号の申請地は妙見町〇〇番，畑，628㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，農業です。譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家が手狭になったことから，申請地を購入して自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、8ページに掲載してあります。

中村公民館より東側〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が9戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は628㎡であり、基準である500㎡を超えておりますが、北側及び西側、南側の土地と3m程度の高低差が存在するため、境界より6m控えて建築しなければならないことから、一般住宅として利用できる有効面積は424.3㎡となり、問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、境界にはブロック積み及び擁壁を施します。建物は高さ4.5mの平屋であり、南側農地境界より8.5m以上控えて建築します。

続きまして、整理番号18号。

整理番号18号の申請地は里町〇〇番，畑，609㎡です。

借人は〇〇〇〇さん，会社員です。貸人は〇〇〇〇さん，農業です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の父です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家に住んでおり、父の所有する土地を借受け、自己の住宅を建築するため。」とのことです。

申請地は、10ページに掲載してあります。

山崎研修館より北東側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は609㎡であり、基準である500㎡を超えておりますが、北側及び西側、南側の土地と3m程度の高低差が存在するため、境界より6m控えて建築しなければならないことから、一般住宅として利用できる有効面積は459.4㎡となり、問題ないものと思われま

す。一般住宅転用にあたり、現状のまま整地で、西側の宅地及び農地境界は、高さ3mの崖地であることから法面保護を施します。

建物は高さ5.2mの平屋であり、農地境界より7m控えて建築します。

整理番号15号から18号までは、いずれも、被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

まず、整理番号15号及び16号の2件について、中原委員をお願いいたします。

9番（中原委員）5月17日に畑野農業委員、桑原推進委員、有村推進委員、篠原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず15号について報告いたします。

立会人は申請者の〇〇〇〇さんです。

15号の申請地は、説明にありましたとおり、大塚中町の集落内に位置する小集団の農地であります。

転用目的は駐車場です。

申請地の東側及び南側は宅地、西側は道、北側は、現在、利用されていない水路及び宅地です。

転用にあたり、周囲には既存のブロックが施されており、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水につきましては、西側側溝により処理する計画です。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。16号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇です。

16号の申請地は、説明にありましたとおり妙見町に位置する集団的な農地です。転用目的は一般住宅です。

申請地北側は宅地及び畑，東側は畑，西側は道，南側は甘しょが植えられた雑種地です。

境界にはブロック積み及び擁壁を施し，周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

また，南側は農地ですが，1.5mほど高いため，境界には，土留め対策を施すよう指摘したところです。建築物は平屋であり，北側境界より1m以上控えて建築し，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。なお，北側宅地の所有者には，承諾を得ているとのこと。

雨水については，西側側溝へ放流により処理します。

生活排水は合併浄化槽で処理後，西側市道側溝に排水します。

そのほか被害防除計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま。以上で終わります。

議長 次に，整理番号17号及び18号の2件について，畑野委員お願いいたします。

10番（畑野委員）整理番号17号について報告をいたします。

調査日，調査員は整理番号15号・16号と同じでございます。推進員につきましては有村推進員でございます。

立会人は申請者の〇〇〇〇さんでございます。

申請地は，事務局の説明のとおりです。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は集落道，西側は宅地，東側は農地，南側は農地と竹山林です。

申請地は500㎡を超えておりますけども，建築有効面積は424.28㎡ということになります。

東側には擁壁を設けて，生活排水については合併浄化槽を通じて北側の市道側溝へ放流いたします。

なお，集落道に排水管を埋設するために，中村公民館より承諾は得ているとのことでございます。建物は平屋建てで，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか被害防除策も示されており，やむを得ない申請ではないかと思われま。次に，整理番号18号について報告いたします。

調査日，調査員については前号と同じでございます。推進につきましては篠原推進でございます。

立会人は〇〇〇〇さんでございます。

申請地は，事務局の説明のとおりです。

転用目的は一般住宅です。

申請地北側は道，東側は市道，南側は宅地，西側は宅地です。

この案件も500㎡を超えておりますけども，有効建築面積が459.41㎡になります。

雨水については，4箇所の集水枡を設けて揚水ポンプにより，南側の市道側溝へ排水をいたします。

生活排水は合併浄化槽により市道側溝へ排水する予定です。

その他、資金調達計画、被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

2件とも実家近くに建設されるということで、今後このような案件が増えるように願いたいと思います。

以上です。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします
お諮りいたします。

日程第2号農地法第5条許可申請の整理番号15号から18号までの4件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第3号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号議案第25号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書の11ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号70号から81号まで利用権設定を受ける者、農事組合法人〇〇〇〇ほか11名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さんほか17名で、設定面積は田が2筆で815㎡、畑が32筆で33,070㎡、樹園地が24筆で19,752㎡、合計53,637㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号70号から81号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第25号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

議長 次に、日程第4号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4号議案第26号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

議案書の13ページからになります。

最初のページには、農業委員会の状況としまして、平成30年3月1日現在の「農業の概要」、「農業委員会の現在の体制」が記載してあります。

次のページ、「担い手への農地の利用集積・集約化」については、1の現状及び課題として平成30年3月現在の数値を記載してあります。

農地面積1,570haに対し、集積面積は1,005.1haで集積率は64.0%となっています。

2の平成30年度の目標・実績につきましては、目標面積1,028haに対し、実績が957.5haであり達成率は93.1%となっています。

3番、4番につきましては活動実績と、その活動に対する評価を記載してありますのでお目通しください。

次のページ、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」をご覧ください。

1の現状及び課題では、平成27年度から29年度までの新規参入状況を記載してあります。各年度ともそれぞれ1経営体以上の新規参入がありましたが、4件のうち3件は参入当初に農地の取得は行われていません。これは、借入農地の耕作環境等が悪く、希望面積の確保が難しいと考えられ、今後の課題といたしました。

2の平成30年度の目標・実績につきましては新規参入1経営体、取得面積2haの目標に対し1経営体の参入と1.1haの実績となりました。

3番、4番につきましては、活動実績とその活動に対する評価を記載してあります。

農地の確保のほか新規参入への支援措置等の情報提供や就農相談を行なうなど、新規参入者の確保に向け活動を強化していく必要があると考えています。

次のページ、「遊休農地に関する措置」について、1の現状及び課題としまして、管内農地面積1,682ha、そのうち遊休農地面積は112.9haで全体の6.7%となっています。課題につきましては記載とおりです。

2の平成30年度の目標及び実績につきましては目標面積17.64haに対し、実績13.2haであり、達成率74.8%となっています。目標には達しなかったものの、8月、9月に実施した利用状況調査などにより、遊休農地の解消にある程度の効果を発揮していると考えています。

次のページ、「違反転用への適正な対応」につきましては、農地利用状況調査や、農業委員の皆さんによる農地パトロールなどにより違反面積の増加はありませんでした。

18ページから19ページにかけて、「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について記載してあります。

1の農地法第3条に基づく許可事務につきましては、年間処理件数19件、2の農地転用に関する事務につきましては、年間処理件数は47件で、いずれも問題なく処理されています。

3の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、管内23法人中、2法人から報告書が未提出となっております。

4の情報の提供等のうち、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象件数420件、公表時期は平成31年3月、情報の提供方法は、市のホームページに掲載、広報紙へのチラシ折り込みを実施しています。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象件数は2,361件、取りまとめ時期は平成31年3月、情報は公開せず県への報告のみ実施しました。

農地基本台帳の整備につきましては、整備対象農地面積2036.72haで権利移動の入力、利用状況調査の入力を行っています。

次のページの「地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処方法」につきましては、特にございませんでした。

「事務の実施状況の公表等」につきましては、総会議事録と活動計画の点検・評価についてホームページで公表しております。

以上で平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第27号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。議案書の21ページからになります。

1の農業委員会の状況につきまして、農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制を記載してあります。

次のページの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、委員の皆さんの戸別訪問による利用権の設定や、貸したい・借りたい総点検による出し手・借り手の意向を把握し農地の集積化を図っていくとします。目標を29.5ha増の987haと設定しています。

Ⅲの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、就農相談や支援措置等について、農政課・農協など関係機関と連携し情報提供を行っていきます。

次のページ「遊休農地に関する措置」につきましては、現状は31年3月現在、管内

農地面積1,589.7haのうち遊休農地面積が99.7ha, 6.3%を占めています。今年度の目標を25haと設定し遊休農地の解消を図っていこうとするものです。活動計画は例年同様、利用状況調査・意向調査を実施していきたいと考えています。

次の「違反転用への適正な対応」につきましても、これまで同様、農地パトロールや広報による周知を継続し違反転用防止に努めようとするものです。

以上、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時58分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 中原 敬彦

会議録署名委員 畑野 真人